

森林整備業務成績評定試行要領

平成23年5月30日制定

(目的)

第1 この基準は農林水産局の所掌する森林整備業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として全ての請負業務について行うものとする。

(評定の内容)

第3 評定は、次の考査項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考査項目	細別
1 施工体制	①施工体制一般 ②配置技術者
2 施工状況	①施工管理 ②工程管理 ③安全対策 ④対外関係
3 出来形出来ばえ	①出来形 ②品質 ③出来ばえ
4 業務特性	
5 創意工夫	
6 社会性等	
7 法令遵守等	

(評定者)

第4 完成検査において業務成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員及び立会人とする。

検査員とは、広島県農林漁業土木工事検査要領（以下「検査要領」という）第4条第2項、第3項又は第4項の定めにより完成検査を行う職員とする。

立会人とは、検査要領第10条の定めにより立会する場合はその監督員とし、農林漁業土木請負工事監督要領第5により指定された総括監督員又は主任監督員とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。

検査員とは、検査要領第4条第2項又は第3項の定めにより中間検査を行う職員とする。

(評定の方法)

第5 完成検査における評定は、別紙-1及び別紙-2の「業務成績評定の考査項目別運用表」、別紙-3の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式-1の「業務成績評定表」を作成

する。

- 2 中間検査における業務成績の評定は、別紙－２の「業務成績評点の考査項目別運用表」、別紙－３の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式－１の「業務成績評定表」を作成する。
- 3 完成検査における立会人である評定者は、検査員の評定に先立って評定を行うものとする。
- 4 完成検査員である評定者は、中間検査において評定を行う場合には、当該業務の監督員から施工状況等について確認し評定する。
- 5 評定者は、別紙－１及び別紙－２の「業務成績評点の考査項目別運用表」の各欄に「その他」とある場合は、当該業務の特性を考慮し他の事項と同程度のものを追加することが出来るものとする。
- 6 所見は、評定にあたり特記事項のある場合に記入するものとする。

（評定結果の提出）

- 第６ 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、発注者に「業務成績評定表」及び「業務成績評点の考査項目別運用表」を検査調書（森林整備業務請負契約約款（以下「契約約款」という。第２９条、第３６条関係）に付して提出するものとする。

（評定結果の通知）

- 第７ 発注者は、完成検査の終了後、評定者から評定結果の提出があったときは、遅滞なく、当該事業の受注者に対して、別に定めるところにより、評定の結果を通知するものとする。

（評定の修正）

- 第８ 発注者は、第７の通知をした後、当該評定の修正が必要であると認められる場合には、修正を行わなければならない。
- ２ 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該事業の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

（説明請求等）

- 第９ 第７又は第８による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して１４日（広島県の休日定める条例（平成元年条例第２号）に定める「県の休日」を含む。）以内に、書面により、発注者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。
- ２ 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附則

この要領は、平成２３年６月１日から適用する。